



職員・従業員の奨学金返済を支援する市内 中小企業・社会福祉法人等を応援します！

洲本市では、市内の中小企業や社会福祉法人等（医療法人含む）で雇用する正規従業員又は職員に対して、事業主が奨学金の一部返還支援を行う場合、その負担額の一部を補助します。
※補助するにあたっては一部条件がございます。



**最大5年間！
1企業又は法人あたり最大30万円を補助します！
※補助率は2分の1**

【中小企業向け支援】

『洲本市若手人材確保奨学金返還応援中小企業支援補助金』

- (要件) ①市内に本店（個人の中小企業は納税地）を有する中小企業である
 ②兵庫県の中小企業奨学金返済支援制度事業補助金の補助金交付決定を受けている
 ③洲本市に住民票を置き居住する正規従業員に対して、当該年度中に当該正規従業員が返済した奨学金年間返済額のうち、企業が3分の2以上の金銭的支援を行っている

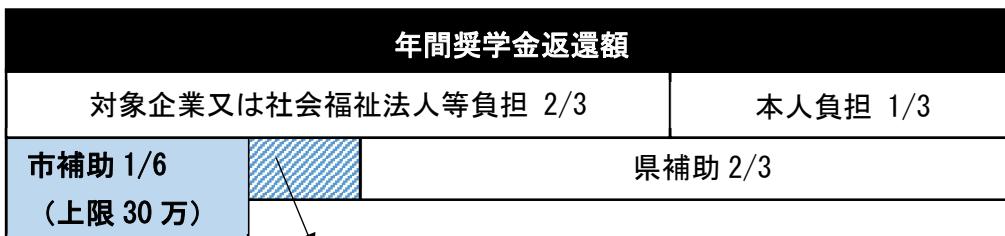
【社会福祉法人等（医療法人含む）向け支援】

『洲本市若手人材確保奨学金返還応援社会福祉法人等支援補助金』

- (要件) ①市内に主たる事務所を有する社会福祉法人等である
 ②兵庫県の社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金の補助金交付決定を受けている
 ③洲本市に住民票を置き居住する正規職員に対して、当該年度中に当該正規職員が返済した奨学金年間返済額のうち、法人が3分の2以上の金銭的支援を行っている

【事業スキームイメージ】

(例 年間返還額 18万円、企業又は法人負担 12万円の場合)



対象企業又は社会福祉法人等負担が従前の1/3から1/6に負担軽減

【お問い合わせ】

(中小企業)
洲本市商工観光課
(社会福祉法人等)
洲本市福祉課
TEL 0799-22-3321

お気軽に
どうぞ！

